

(保育所等入所用)

保育所等の入所申し込みに関する重要事項確認書

以下の内容を確認(チェック欄に✓)のうえ、署名してください。

No.	確認項目	確認内容	チェック欄
1	入所案内の確認	「久留米市子どものための教育・保育 給付認定申請・入所申し込みのご案内」はお読みになりましたか。 申し込み前に必ず入所案内をお読みください。	<input type="checkbox"/>
2	求職による申し込み	求職のための保育所等の入所の利用期間は、入所後最長3ヶ月間です。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
3	出産による申し込み	出産のための保育所等の入所の利用期間は、分娩(予定)を基準として産前8週(多胎妊娠の場合にあつては14週)の日の属する月の初日から産後8週の日属する月の月末までです。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
4	就労等予定での申し込み	就労や就学など予定の状態では証明書類を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。 書類の提出がなかった場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
5	育児休業復帰での申し込み	育児休業復帰で申し込まれた方は、職場復帰後に再度就労証明書をご提出ください。 期限内(入所申し込み時に申請された復職予定日から1ヶ月以内)に 提出されない場合は、退所していただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
6	ならし保育	ならし保育とは、集団生活への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行うものです。 就労予定の方や育児休業明けの方などは、就労開始する日より最大2週間前からの入所(ならし保育)を希望することが可能です。 認定申請書の「利用を希望する期間」の開始日は、ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください。 保育料は、通常の入所と同じ取り扱いになります(日割りで発生します)。 なお、ならし保育の具体的な期間などについては、園見学の際に施設にお尋ねください。	<input type="checkbox"/>
7	必要書類の提出	提出書類の不足などがないよう速やかに書類を提出してください。 入所締め切り時点で提出いただいた書類をもとに認定および利用調整します。 希望する事由での書類の確認ができない場合は(就労証明書などの書類不足や内容不備)、求職中として認定および利用調整します。 また、就労が64時間に達しない場合も、書類不足と同様に求職中として認定および利用調整します。	<input type="checkbox"/>
8	お子さんの面接	入所が内定したお子さんについて入所日までに面接を受けられない場合や、面接の結果によって集団保育が困難であると判断された場合、入所が取り消しになることがあります。	<input type="checkbox"/>
9	書類提出の締め切り	利用調整は、入所の締め切り時点で提出いただいた書類および希望園をもとに行います。 締め切り後の変更内容については、次回の調整からの反映になりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
10	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。	<input type="checkbox"/>

裏面もご確認ください

No.	確認項目	確認内容	チェック欄
11	年齢制限がある園からの転園	保育年齢に上限がある事業所内保育事業所や認定こども園(保育部分)に在園しているお子さんが引き続き他の保育所等での保育を希望される場合は、別途手続きのうえ利用調整の対象となります。 その際、必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。	<input type="checkbox"/>
12	申請後の内容変更	認定申請後に内容の変更が生じた場合は、必ず認定申請内容変更申請書と就労証明書など変更申請に必要な書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>
13	入所調整の方法	利用を希望された施設のみ利用調整を行います。施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します(先着順や抽選ではなく、「久留米市保育利用選考基準」に基づき調整を行います)。	<input type="checkbox"/>
14	入所調整結果の確認	調整の結果、入所保留(待機)となる場合があります。 利用調整結果に関するお問合せについて、原則として通知発送前には電話・メール・窓口ではお答えできません。	<input type="checkbox"/>
15	入所保留の申請有効期限	入所希望月に入所できなかった場合、申請書裏面の「待機する意思」欄に「有」にチェックされた方に限り該当年度中は有効です。 それまでに入所に至らず、翌年度4月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度必要書類を揃えて新年度の申し込みが必要になります。	<input type="checkbox"/>
16	申請の辞退	入所の意思がなくなった場合は、必ず子ども保育課(TEL0942-30-9025)に連絡ください。	<input type="checkbox"/>
17	転出された場合	保育所等の入所後に久留米市から転出された場合は、退所になります。 引き続き利用を希望される場合は、転出先の保育担当課に相談ください。 その際、久留米市のお子さんの待機があるなどの理由で入所できない場合がありますので、ご了承ください。	<input type="checkbox"/>
18	退所していただく場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③1ヶ月を超えて連続して入所施設を欠席する場合	<input type="checkbox"/>
19	保育料の変更	市町村民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報の調査の結果、税額等に相違がある場合に入所日または当該年度の初日に遡って保育料を変更します。	<input type="checkbox"/>
20	保育料の支払い	保育料は納期限までに納付してください。 保育料の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。 納付が遅れる場合は、子ども保育課に納付可能日の連絡をお願いします。	<input type="checkbox"/>
21	保育料の滞納	保育料を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをします。 保育料の滞納整理のために、市職員が自宅および勤務先へ電話または訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査および差押等の滞納処分を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>

保育所等の入所申し込みにあたり、本確認書の1から21のすべての項目について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名